

IR行動憲章

—企業価値の向上と資本市場の発展のために—

策定と実行に際して

日本 I R 協議会は設立から 15 年に亘り、企業価値の向上と資本市場の健全な発展を目標に掲げ、I R 活動の啓蒙、普及に取り組んできた。いまや I R は経営の最重要事項の一環として組み込まれ、経営トップ自らが実践する I R が時代の趨勢となった。日本の企業の財務情報開示は世界でも高いレベルへと進化した。同時に投資家との対話も急速に双方向に進み、対話の対象となるステークホルダーも広がりを見せている。

こうした中で発生した 2008 年秋の世界的な金融危機は、未曾有の株価下落を誘発し、株主・投資家に大きな不安と動揺を与えた。幸い日本企業はグローバルな競争力と健全な財務体質を身につけ、持続的に成長する力を蓄えてはいるが、そうした企業といえども今後は峻別、淘汰される時代にある。企業の成長を支える重要な要件が I R であり、困難な時にこそ継続する I R 活動が、企業の浮沈に大きく影響する。

いうまでもなく I R とは、社会の一員としての企業が、資本市場との建設的な関係を築くためのコミュニケーション活動である。I R とはまた、企業が自らの情報を、適時、公平、かつ継続して自主的に開示し、投資家の信頼を醸成し、企業価値向上につなげる戦略的な活動でもある。

急激にパラダイムがシフトする時代にあって、企業は経営の透明性を一段と高め、従来にも増した積極的な説明責任を果たすと共に、緊密で質の高い対話を通じ株主・投資家の不安を払拭し、失われた信頼を獲得する必要がある。同時に、金融危機が生んだ時代の変化をチャンスとして捉え、積極果敢に事業展開する企業は、事業の状況認識と事業戦略の合理性を投資家に訴え、改めて投資家の理解と支持を得る努力が求められる。

日本 I R 協議会は時代の転換点に立つ全ての日本企業が、これからの難局を踏破し、新たな経済環境における、新たな社会の発展を望むものと確信している。この時にあって日本 I R 協議会は、企業が社会の一員として自らの企業価値を長期に亘り向上させ、健全な資本市場の発展を目指し、より進化した I R を実行するための指針として、7 項目からなる「I R 行動憲章」とその細目を策定した。

2008 年 12 月

「I R 行動憲章」策定委員会

■委員長 ●日本 I R 協議会 会長 (TDK 株式会社 代表取締役会長) 澤部 肇

■委員 (敬称略・社名 50 音順) ●株式会社商船三井 取締役専務執行役員 米谷 憲一 ●住友商事株式会社 取締役副社長執行役員 島崎 憲明 ●株式会社東京証券取引所 執行役員 静 正樹 ●西村あさひ法律事務所 弁護士 (パートナー) 武井 一浩 ●野村インベスター・リレーションズ株式会社 執行役 中川 俊昭 ●株式会社野村総合研究所 研究開発センター主席研究員 大崎 貞和 ●フィデリティ・ジャパン・ホールディングス 取締役副会長 蔵元 康雄 ●森・濱田松本法律事務所 辯護士 (パートナー) 石黒 徹 ●UBS 証券会社 副会長 山本 高稔

■事務局 ●日本 I R 協議会 専務理事 前澤 秀忠 ●日本 I R 協議会 事務局長 佐藤 淑子

I R 行動憲章

— 企業価値の向上と資本市場の発展のために —

- | | |
|----------------------|---|
| I. 経営責務の原則 | 経営トップはI Rを経営の最重要項目として組み込み、社内に必要な組織・体制を構築する |
| II. 説明責任の原則 | 株主・投資家と真摯に対話を深め、適時に説明責任を果たすと共に、市場からの意見を経営に反映させ、経営の透明性を高める |
| III. 公正・継続の原則 | 業績や事業環境に関わらず、いかなる時でも公正で信頼性の高い情報を、継続して開示する |
| IV. 平等・公平の原則 | I R活動で株主・投資家の裾野を広げ、全てを対象とした平等で公平な情報開示に努める |
| V. 法令順守の原則 | 市場を構成する一員としての自覚に基づき、法令や規則を順守し、企業市民として社会一般のルールを守り適切に行動し、社会の信頼を得る |
| VI. 社会責任の原則 | 株主・投資家はもとより、多数のステークホルダーとコミュニケーションを取り、環境問題などへの企業の取り組みと社会責任を明確に示す |
| VII. 向上・進化の原則 | 情報開示の向上を常に心がけ、グローバルな視点に立ち、進化し、深化するI Rを実践する |

※7か条を受けて、備えるべき「基本姿勢」と実践すべき「行動の手引き」は、別紙参照のこと。

※本憲章の著作権は、日本IR協議会に所属します。内容の無断転載・複写は禁じます。



日本 IR 協議会

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-6-6 日経第二別館 9 階
TEL:03-5259-2676 FAX:03-5259-2677 <https://www.jira.or.jp>